○歯科技工士法

(昭和三十年八月十六日)

(法律第百六十八号)

第二十二回特別国会

第二次鳩山(一郎)内閣

歯科技工法をここに公布する。

歯科技工士法

(平六法一・改称)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

- 2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。
- 3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工 を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所にお いて診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

(昭五七法一・平一一法一六○・一部改正)

## 第二章 免許

## (免許)

第三条 歯科技工士の免許(以下「免許」という。)は、歯科技工士国家試験(以下「試験」 という。)に合格した者に対して与える。

(平二一法二〇·一部改正)

#### (欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 一 歯科医療又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があつた者
- 二 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省

令で定めるもの

三 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

(平一三法八七・旧第五条繰上・一部改正)

# (歯科技工士名簿)

第五条 厚生労働省に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。 (昭五七法一・平一一法一六〇・一部改正、平一三法八七・旧第六条繰上)

#### (登録、免許証の交付及び届出)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、歯科技工士名簿に登録することによって行う。

- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、歯科技工士免許証(以下「免許証」という。) を交付する。
- 3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日 現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日ま でに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

(昭四二法一二○・昭五七法一・昭五七法六九・平一一法一六○・一部改正、平一三法八七・旧第七条繰上・一部改正)

#### (意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

# (平一三法八七・追加)

#### (免許の取消等)

第八条 歯科技工士が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣 は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、歯科技工士について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。
- 3 第一項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条第一項及び第二項の規定を準用する。

(昭五七法一・平一一法一六〇・平一三法八七・一部改正)

#### (聴聞等の方法の特例)

第九条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)の二週間前までにしなければならない。 (平五法八九・全改、平一三法八七・一部改正)

#### (政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、 政令で定める。

# 第三章 試験

#### (試験の目的)

第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

## (試験の実施)

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

- 2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 3 厚生労働大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事が行うこととされた事項を除くほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行に関して必要な事務をつかさどらせるものとする。

(昭四四法五一・昭五七法一・平一一法八七・平一一法一六○・一部改正)

### (試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 歯科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行 に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(昭四四法五一・昭五七法一・一部改正)

#### (受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の

免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する と認めたもの

(昭五七法一・平六法一・平一一法一六〇・一部改正)

# (不正行為の禁止)

第十五条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。 (昭五七法一・一部改正)

## (政令及び厚生労働省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

(平一一法八七・全改、平一一法一六○・一部改正)

# 第四章 業務

### (禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。 2 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第二項の規定により歯科医業の停止 を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

#### (歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の 指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所 内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合 は、この限りでない。

(平一一法一六○·一部改正)

## (指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で 行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、 保存しなければならない。

## (業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬こう合採得、試適、

装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはな らない。

# (秘密を守る義務)

第二十条の二 歯科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科技工士でなくなつた後においても、同様とする。

(平一三法八七・追加)

## 第五章 歯科技工所

#### (届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名 その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健 所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(平六法八四·平一一法一六○·一部改正)

#### (管理者)

第二十二条 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工 所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者 を置かなければならない。

### (管理者の義務)

第二十三条 歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。

## (改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工させる補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

#### (使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

#### (広告の制限)

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを 問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
- 2 前項各号に掲げる事項を広告するに当つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。

### (報告の徴収及び立入検査)

第二十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

- 2 前項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (平六法一・平六法八四・平一六法一五○・平一八法五三・一部改正)

# 第五章の二 雑則

(平一一法八七・追加)

## (事務の区分)

第二十七条の二 第十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託 事務とする。

(平一一法八七・追加)

## (権限の委任)

第二十七条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(平一一法一六○·追加)

#### 第六章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十七条第一項の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

(平一三法八七・一部改正)

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題 を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に 処する。

(平一三法八七・追加)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役若しくは三十万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間 中に、業務を行つたもの
- 二 第十七条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十五条の規定による処分に違反した者

(平一三法八七・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十一条 第二十条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、 五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(平一三法八七・追加)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第三項の規定に違反した者
- 二 第十八条の規定に違反した者
- 三 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条又は第二十六条の規定に違反した者

四 第二十七条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平一三法八七・旧第三十一条繰下・一部改正、平一八法五三・一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務に関して、第三十条第三号又は前条第三号若しくは第四号の違反行為を したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 (平一三法八七・旧第三十二条繰下・一部改正)

#### 附則抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

## (特例技工士)

第二条 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つているもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つていたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行い、又は第二十二条の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることができる。

- 2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。
- 3 前二項の規定により業として歯科技工を行うことができる者(以下「特例技工士」という。)については、第十八条、第二十条及び第二十六条の規定を準用する。
- 4 前項において準用する第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
- 5 都道府県知事は、特例技工士が、第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。
- 6 前項の規定に基く処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

# (試験の実施に関する経過措置)

第三条 昭和三十五年までは、第十二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する 都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、 厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわら

ず、試験を行わないことができる。

# (指示書に関する経過措置)

第四条 第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行っている歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行っている歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、準用しない。

## (特例技工所)

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除くものとし、以下「特例技工所」という。)及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第二十五条の規定による処分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条の規定に違反した者及び前項において準用する第二十七条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。
- 3 第一項及び附則第二条第三項において準用する第二十六条の規定に違反した者は、五 千円以下の罰金に処する。

## (歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設している者は、この法律の施行後一月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基づく厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち同項後段の規定に基づく厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(平一一法一六○・一部改正)

#### (両罰規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関して附則第五条第二項若しくは第三項又は前条第二項の違反行為をした ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## (受験資格の特例)

第八条 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

- 2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
- 3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を 受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律 の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為そ の他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前 の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不 服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四二年八月一日法律第一二〇号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和四四年六月二五日法律第五一号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十一条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表栄養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二五日法律第五一号) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年一月八日法律第一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

## (試験に関する暫定措置)

第二条 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)による改正後の歯科技工 士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定 する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一 回これを行うものとする。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平六法一・平一一法八七・一部改正)

## (旧法の規定による免許を受けた者)

第三条 この法律施行の際現に改正前の歯科技工法(以下「旧法」という。)第三条の規定による歯科技工士の免許を受けている者は、改正後の歯科技工法(以下「新法」という。)第三条の規定による歯科技工士の免許を受けた者とみなす。

(平六法一・一部改正)

#### (旧法の規定による歯科技工士名簿)

第四条 旧法第六条の規定による歯科技工士名簿は、新法第六条の規定による歯科技工士 名簿の一部とみなす。

## (旧法の規定による歯科技工士名簿への登録)

第五条 旧法第七条第一項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録は、新法第七

条第一項の規定によってなされた歯科技工士名簿への登録とみなす。

# (旧法の規定による歯科技工士免許証)

第六条 旧法第七条第二項の規定によって交付された歯科技工士免許証は、新法第七条第 二項の規定によって交付された歯科技工士免許証とみなす。

#### (旧法による処分及び手続)

第七条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その 他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

## (罰則に関する経過規定)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六九号) 抄 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

9 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。 (施行の日=平成六年一〇月一日)

#### (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法 第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相 当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他 の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にか かわらず、なお従前の例による。

#### (罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

## (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

## (政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な 経過措置は、政令で定める。

# 附 則 (平成六年二月二日法律第一号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

## 附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(平八法一○五・一部改正)

## (歯科技工士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第十三条の施行目前に発生した事項につき改正前の歯科技工士法第二十一条の規 定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例 による。

# (その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等

の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

## (罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によること とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

# (その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

# 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正 規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限 る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係 る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第 八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、 第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七 条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の 規定 公布の日

#### (厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、 第百五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十二条、 第百七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五 条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第 二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と、畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

#### (国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律 の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により 当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

#### (処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の

規定を適用する。

# (不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁 (以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政 庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申 立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものと みなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政 庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であると きは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治 法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

## (手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

## (その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### (検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六○)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。) の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、 届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の目前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

#### (罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに 中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰 則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

(平成一三年政令第二三五号で平成一三年七月一六日から施行)

#### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれ の法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施 行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を 取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免 許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事 由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由 により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免 許に関する規定を適用する。

# (罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月二二日法律第二〇号) 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。

#### (歯科技工士法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第六条の規定による改正前の歯科技工士法の規定によりなされた歯科技工士の免許又は歯科技工士試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた歯科技工士の免許又は歯科技工士国家試験とみなす。

## (処分、手続等に関する経過措置)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

# (罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。